

国民年金からのお知らせ こんなとき、国民年金の届け出を忘れずに！

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが義務づけられています。加入期間は月単位で計算され、年金を受けるときに重要な役割を果たします。届け出を忘れて、未納期間をつくらぬようご注意ください。

種別が変更になるなど、次のような場合は届け出が必要になります。

■ 自営業・学生など（第1号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
会社員・公務員になった	厚生年金への加入手続きをする	勤務先	第2号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

■ 会社員・公務員（第2号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
退職した	国民年金への加入手続きをする（被扶養配偶者も同様）	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

■ 会社員・公務員に扶養されている配偶者（第3号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
年収が130万円以上になった	第1号被保険者への種別変更手続きをする	市町村	第1号被保険者
配偶者が退職して自営業など（第1号被保険者）になった			
配偶者が65歳になった	厚生年金への加入手続きをする	勤務先	第2号被保険者
会社員・公務員になった			

■ 20歳になったとき

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
自営業・学生など	加入手続きは不要です		第1号被保険者
会社員・公務員	すでに第2号被保険者の場合は手続きは不要です		第2号被保険者
会社員・公務員と結婚して扶養されている	第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

マイナンバーカードの受け取りはお早めに！

3月は引っ越しなどの手続きで窓口が非常に混み合います。早めのマイナンバーカードの受け取りにご協力ください。

マイナンバーカードの申請手続きもお早めに！

マイナンバーカードの取得方法について

- マイナンバーカードの申込後に、チャージやお買い物を令和5年5月末までに行うと上限5000円分のマイナンバーポイントが付与されます。
- 健康保険証の利用申込みと公金受取口座の登録を令和5年5月末までに行くと、それぞれ7500円分のマイナンバーポイントが付与されます。
- マイナンバーカードの対象となるマイナンバーカードの新規申請は2月末で終了していますが、交付申請は従前どおりお手伝いいたしますので、気軽にお声がけください。

マイナンバーカードを作る

「豊頃町公共ポイント」

3000ポイントを付与します！

※おひとり、一回まで！



申請および、豊頃町公共ポイントの付与は役場1階窓口まで。

問合せ先

役場住民課戸籍年金係
☎574・2213

農地の賃貸料情報をお知らせします

農地の賃借料情報につきまして、令和4年1月から令和4年12月までの1年間の状況をお知らせします。

農地の賃借料情報

(令和4年1月～令和4年12月) 【10a当たり】

地域名	平均額	最高額	最低額	件数
豊頃町全域	5,100円	9,600円	1,000円	79件

※額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

(参考)

(1) 過去3年間の平均賃借料（令和元年～令和3年）【10a当たり】

地域名	平均額	最高額	最低額	件数
豊頃町全域	4,700円	10,200円	1,000円	84件

※額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

(2) 改正前の農地法における標準小作料額（町内一円）【10a当たり】

上	中	下
8,000円	5,000円	2,000円

問合せ先

農業委員会事務局
☎574・2218

農地に関する各種申請等は毎月10日までに

農業委員会総会は、毎月月末に開催していますので、農地の売買、賃貸、転用や現況証明の申請等は、毎月10日までに提出してください。

なお、総会は公開となっており、総会議事録はホームページや農業委員会事務局で閲覧できます。